

四街道市公用車(グリーンスローモビリティ) 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市が保有するグリーンスローモビリティに民間企業等の広告を有料で掲載すること(以下「広告掲載」という。)に関し、四街道市広告事業実施要綱(平成21年11月16日告示201号。以下「要綱」という。)、四街道市広告掲載基準(平成21年12月1日。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第2条 広告掲載の申込みを行おうとする者(以下「申込者」という。)は、四街道市公用車(グリーンスローモビリティ) 広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿及び申込者の事業内容が記載された書類(申込者が、広告主の広告業務を代行する者(以下「広告代理事業者」という。))の場合、委任状を追加する。)を添えて、市長に申込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を四街道市公用車(グリーンスローモビリティ) 広告掲載申込結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第4条 前条により広告掲載が決定した者(以下「掲載者」という。)は、別途定める広告掲載料を納付しなければならない。

(千葉県屋外広告物条例の許可)

第5条 掲載者は、第3条による広告掲載の決定後、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)による許可を受けるものとする。
2 前項の許可申請にかかる一切の費用は、掲載者が負担するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載の期間は、1月を単位とする。
2 広告掲載の期間の開始日及び終了日は、掲載者と市長が協議のうえ、市長が定めるものとする。
3 広告掲載の期間が1月に満たない場合は、1月として算定する。

(広告の位置等)

第7条 広告の位置は、グリーンスローモビリティの左右両側面、後面とし、市長が指定する位置とする。
2 広告の規格については、別途定める。

(広告の材質及び掲載方法)

第8条 広告の材質は、ラッピングフィルム、カットインシート等剥離が可能な素材で、かつ広告の撤去に際し車体の塗装の剥離が発生しないもので貼付するものとし、車体への塗装は行わないものとする。
2 グリーンスローモビリティへの広告の掲載及び撤去については、掲載者が行うものとする。
3 掲載者は、グリーンスローモビリティへの広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、グリーンスローモビリティの運行業務等に支障が生じないよう市長と協議の上、施工するものとする。
4 広告の掲載又は撤去により、グリーンスローモビリティの車体表面、塗装、構造等に毀損等が生じたときは、掲載者が経費を負担して原状回復するものとする。
5 市長は、掲載者が前項の行為を履行しないときは、原状回復に係る費用を掲載者から徴収することができる。

(広告の修復)

第9条 市長は、天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告が毀損したときは、経費を負担して修復を行うものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせ等の劣化については、市長が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告の修正)

- 第10条 市長は、広告の内容、デザイン(以下「広告内容等」という。)が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、掲載者に対して広告内容等の修正を求めることができる。
- 2 前項の修正に要する費用は、掲載者が負担するものとし、市長は修正により生じた損害の賠償を行わない。

(広告内容等の変更)

- 第11条 掲載者は、広告内容等を変更しようとするときは、四街道市公用車(グリーンスローモビリティ)広告内容等変更申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請内容を審査し、広告内容等の変更の可否を決定し、その結果を四街道市公用車(グリーンスローモビリティ)広告内容等変更結果通知書(様式第4号)により、掲載者に通知するものとする。

(財産権等)

- 第12条 掲載者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき、権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 2 第三者から、広告内容等に関連して損害を被ったという申し出がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において対処するものとする。

(禁止行為)

- 第13条 掲載者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1)市の広告業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2)広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡又は継承する行為
- (3)その他市長が掲載者として不適切と認める行為
- 2 前項の行為により市に損害が生じたときは、市長は掲載者に対し、その賠償を求めることができる。

(広告掲載の辞退及び取消し)

- 第14条 掲載者は、広告掲載を辞退するときは、事前に市長にその旨を書面により提出しなければならない。
- 2 市長は、要綱第12条による広告掲載の取消しを行ったとき又は前項の書面が提出されたときは、四街道市公用車(グリーンスローモビリティ)広告掲載取消通知書(様式第5号)により掲載者に通知するものとする。
- 3 前項の通知がされた場合であって、広告掲載を既に行っているときは、掲載者は、グリーンスローモビリティの運行業務等に支障が生じないよう市長と協議の上、速やかに広告を撤去しなければならない。
- 4 市長は、前項の場合において、掲載者が速やかに撤去しないときは、原状回復に係る費用を掲載者から徴収することができる。
- 5 第2項による広告掲載の取消しにより掲載者に損害が生じた場合、市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載料の還付)

- 第15条 市長は、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、広告掲載を終了した日の属する月の翌月以降の既納の広告掲載料を掲載者に還付するものとする。
- 2 前項で還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第16条 掲載者は、広告掲載の期間が満了した場合、広告掲載の決定を取り消された場合又は掲載者が広告掲載を辞退した場合において、広告掲載による有益費、必要費等の費用について市長に対して、その補償を請求することができない。

(その他)

- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。